

赤磐市男女共同参画推進条例（素案）に対する意見募集結果について

ご意見ありがとうございました

赤磐市男女共同参画推進条例（素案）に対する意見（パブリックコメント）の実施結果を報告します。

11月26日から12月25日まで「赤磐市男女共同参画推進条例（素案）」に対する意見募集を行ったところ、1人から9件のご意見、ご質問をいただきました。いただいたご意見等と、これに対する市の考え方を公表します。

なお、個々のご意見、ご質問には直接回答いたしませんのでご了承ください。

| 意見等の内容 | 市の考え方 |
|--|--|
| 前文 | |
| <ul style="list-style-type: none">・我が国においては、<u>日本国憲法</u>に……「日本国」は不要、削除してください。・個性が輝く<u>男女共同参画社会</u>の、……「男女共同参画」は不要、削除してください。 | <ul style="list-style-type: none">・日本国憲法については、正式法令名であるので、「日本国」は必要と考えます。原文のとおりとします。・目的を明確にするために必要と考えます。原文のとおりとします。 |
| 第1条（目的） | |
| <ul style="list-style-type: none">・「責務」とは責任と義務という意味でしょうか。義務には当然強制力が伴いますが、第2条に「責務」の定義を追加してください。 | <ul style="list-style-type: none">・責務とは、責任を持って任務を果たすということであると考えます。また、それぞれが果たす責務については、第4条から第8条の条文において内容を明記しているため、定義の必要はないものと考えます。 |
| 第2条（定義） | |
| <ul style="list-style-type: none">・積極的改善措置 男女間の格差を<u>改善</u>するため……「改善」は「解消」あるいは、あえて言えば「改少」すべきではないでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">・男女間の格差は確かに解消していきかなければならない課題ではありますが、共通認識を図る必要があるため、男女共同参画社会基本法と同様の趣旨で用いることが適当と考えます。原文のとおりとします。 |

| | |
|--|---|
| 第3条（基本理念） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・（6）は削除すべきと考えます。 国際社会での取り組み、国際協調とは具体的にどういう意図・どういう内容を想定すればよいのでしょうか。（6）を残すのであれば第2条に具体的な定義を追加してください。 ・解説にある世界的視野とはどういうことをイメージしているのですか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法にも位置づけられており、赤磐市男女共同参画基本計画の表現とあわせています。また、ここでは基本理念を示すものであり、定義の必要はないと考えます。 ・世界における動き、考え方や見方を考慮し行うことが大切であると考えます。 |
| 第4条（市の責務） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・<u>積極的</u>改善措置を含む。 「積極的」とはどういう意図をもたせているのですか。あるいは単なる枕ことばですか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2条において定義してあるとおりです。積極的とは、進んで物事を行うことであり、必要な表現であると考えます。 |
| その他 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・第19条の考え方 「被害を受けた女性等」は「被害者」と表現すべきです。 ・「努力義務規定」と「努力義務」について説明してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「被害者」の表現でよいと思います。考え方に対するご意見として、お聞かせいただきました。 ・努力義務とは、趣旨に沿う取り組みを行うよう努めること。努力義務規定は、それを法令で定めることをいいます。ここでの考え方は、同じことを意味しています。 |